

国の教育改革の状況

＜幼児教育＞

- 幼児教育の機会均等と質の向上（第 5 次提言） P3
 - ・ 小学校教育との接続等の観点から幼稚園教育要領の改訂に向け、今後検討
 - ・ 「幼児教育無償化に関する関係閣僚・与党実務者連絡会議」で取りまとめられた方針を踏まえ、5 歳児から段階的に無償化を検討

＜小・中学校教育＞

- 小中一貫教育学校の制度化（第 5 次提言） P5
 - ・ 「小中一貫教育学校（修業 9 年）」と「小中一貫型 小・中学校」の制度化
新教科創設や指導事項の学年・学校間の入れ替え・移行
 - ・ 新たな教員免許の創設については、教員養成部会で来年夏ごろを目途に検討
 - ・ 平成 26 年 7 月 29 日に中央教育審議会に諮問。12 月下旬答申予定
- 英語教育の抜本的拡充（第 3 次提言） P7
 - ・ 小中高一貫した目標設定。小学校 3 年生からの外国語活動、5 年生からの教科化
学校における指導体制の充実、平成 31 年度までに全小学校で ALT を確保
（「今後の英語教育の改善・充実方策について 報告」平成 26 年 9 月 26 日）
 - ・ 教育課程や教員養成については、中央教育審議会等において検討
- 道徳の教科化（第 1 次提言） P9
 - ・ 道徳を「特別な教科」と位置付け、検定教科書を導入。数値評価は行わない。
（中央教育審議会答申：平成 26 年 10 月 21 日）

＜高校・大学教育＞

- 高校教育・大学教育・大学入学者選抜改革（第 4 次提言） P12
 - ・ アドミッション・ポリシーに基づく大学入学者選抜
育成すべき資質・能力の観点から高校学習指導要領を見直し
 - ・ 「大学入学希望者学力評価テスト」、「高等学校基礎学力テスト」（仮称）の導入
 - ・ 大学教育全体として個々の授業科目等を超えたカリキュラム・マネジメントを確立
 - ・ 中央教育審議会高大接続特別部会において検討中

- 英語教育の抜本的拡充（第3次提言）P7
 - ・ 英語力評価と入学者選抜の改善（4技能評価、資格・検定試験の活用促進）
- 職業教育を行う新たな高等教育機関の制度化（第5次提言）
 - ・ 職業分野や職種、教育内容や教員の要件、産業界との協働等について10月から有識者会議で検討
- 大学のガバナンス改革（第3次提言）
 - ・ 「学校教育法及び国立大学法人法」改正（平成27年4月1日施行予定）
副学長や教授会等の職や組織の規定を見直し、学長選考の透明化等

<全般>

- いじめ対策（第1次提言）P18
 - ・ 「いじめ防止対策推進法」制定（平成25年9月28日施行）
いじめ防止基本方針の策定義務およびいじめ問題対策連絡協議会の設置
- 教育委員会制度改革（第2次提言）P19
 - ・ 「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」改正（平成27年4月1日施行予定）
教育委員長と教育長の一本化、「総合教育会議」設置、「大綱」を首長が策定
- チームとしての学校の在り方について：P20
 - ・ 教員の養成・採用・研修を接続した見直し、専門職として十分な指導力を発揮するための勤務・処遇の在り方、多様な専門性を持つ人員の配置
 - ・ 平成26年7月29日に中央教育審議会に諮問
- フリースクールなど学校外の教育機会の位置づけ（第5次提言）
 - ・ 年内の有識者会議を設置して専門的な検討を開始

「幼児教育無償化」について

平成 25 年 6 月 6 日
幼児教育無償化に関する
関係閣僚・与党実務者連絡会議

幼児教育無償化に関する今後の取組の基本方向は、下記のとおりとする。

記

幼児教育無償化は、「すべての子どもに質の高い幼児教育を保障すること」を目指すものである。

この基本的考え方を踏まえ、以下の方針に基づき、「環境整備」と「財源確保」を図りつつ、まずは「5歳児」を対象として無償化を実現することを視野に置いて、平成26年度から「段階的」に取り組むものとする。

(1) 幼児教育無償化に関する「環境整備」として、すべての子どもに対して、質の高い幼児教育を受ける機会の確保を図る必要がある。

このため、平成27年度から「子ども・子育て支援新制度」がスタートすることを視野に置いて、幼稚園と保育所の「負担の平準化」や「未就園児への対応」の観点から踏まえ、平成26年度から低所得世帯・多子世帯の負担軽減など無償化へ向けて取り組むとともに、「待機児童解消加速化プラン」を推進し、平成29年度末までに保育所の待機児童の解消を目指す。また、「幼児教育の質の向上」の観点から、「5歳児」について幼児教育と小学校教育（義務教育）との円滑な接続を確保する取組を着実に進め、これらにより、「5歳児」について無償化を行う「環境整備」を行うものとする。

- (2) 幼児教育無償化に関する「財源確保」に関しては、平成27年度から「子ども・子育て支援新制度」がスタートすること等諸般の状況を踏まえながら、幼児教育の更なる質の向上を図る観点から、新たな財源の確保方策について検討を行うものとする。
- (3) 上記(1)、(2)の状況を踏まえ、3歳児から5歳児のうち、まずは5歳児を前提として、どのような対象・方法とすることが適切かどうかを総合的に検討し、無償化措置を図るものとする。

小中一貫教育の制度設計(案)

平成26年11月7日
 中央教育審議会
 初等中等教育分科会
 資料1-2

◎ 制度設計のポイント

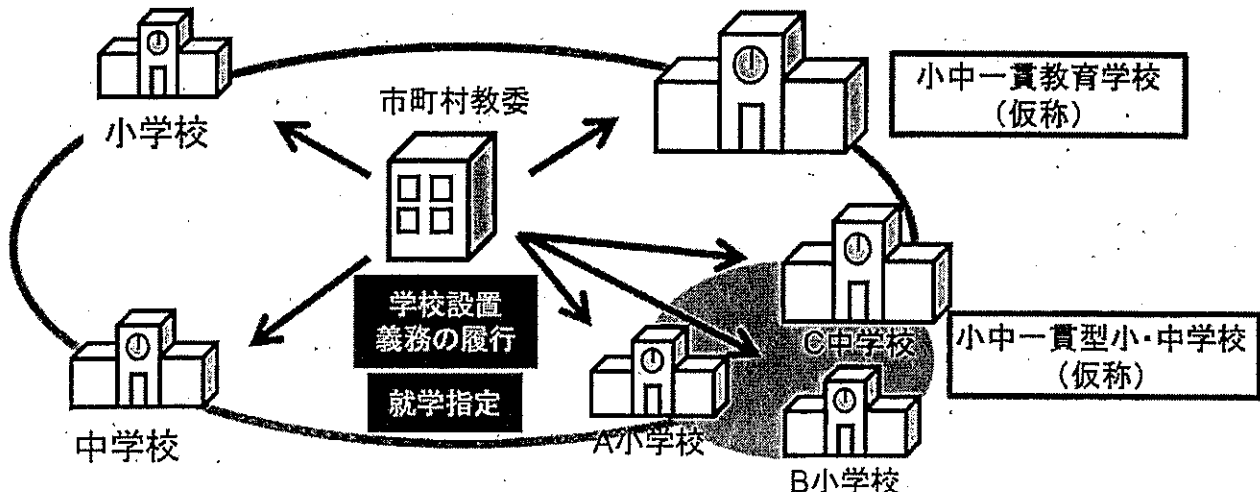
- ・1人の校長の下、原則として小中免許を併有した教員が9年間の一貫した教育を行う新たな学校種を学校教育法に位置付け(小中一貫教育学校(仮称))
- ・独立した小・中学校が小中一貫教育学校(仮称)に準じた形で一貫した教育を施すことができるようにする(小中一貫型小・中学校(仮称))
- ・既存の小・中学校と同様、市町村の学校設置義務の履行の対象とする。(市町村は全域で小中一貫教育を行うことも可)
- ・既存の小・中学校と同様、市町村教委による就学指定の対象校とし、入学者選抜は実施しない。

◎ 小中一貫教育の2つの類型

	小中一貫教育学校(仮称)	小中一貫型 小学校・中学校(仮称)
修業年限	・9年 (ただし、転校の円滑化等のため、前半6年と後半3年の課程の区分は確保)	・小・中学校と同じ
教育課程	・9年間の教育目標の設定、9年間の系統性を確保した教育課程の編成 ・小・中の学習指導要領を準用した上で、一貫教育の実施に必要な教育課程の特例を創設(一貫教育の軸となる新教科創設、指導事項の学年・学校段階間の入れ替え・移行)	・9年間の教育目標の設定、9年間の系統性を確保した教育課程の編成(※) ・小・中の学習指導要領を適用した上で、一貫教育の実施に必要な教育課程の特例を創設(小中一貫教育学校(仮称)と同じ)
組織	・1人の校長 ・一つの教職員組織 ・教員は原則小・中免許を併有 (当面は小学校免許で小学校課程、中学校免許で中学校課程を指導可能としつつ、免許の併有を促進) (制度化に伴う主な支援策) 9年間を適切にマネジメントするために必要な教職員定数の措置	・学校毎に校長 ・学校毎に教職員組織 (学校間の総合調整を担う者をあらかじめ任命、学校運営協議会の合同設置、校長の併任等、一貫教育を担保する組織運営上の措置を実施)(※) ・教員は各学校種に対応した免許を保有 (制度化に伴う主な支援策) 小中一貫教育の円滑な実施のための教員加配を措置
施設	・施設の一体・分離を問わず設置可能 (制度化に伴う主な支援策) 施設一体型校舎や異学年交流スペースなど、小中一貫教育に必要な施設整備を支援	・施設の一体・分離を問わず設置可能 (制度化に伴う主な支援策) 異学年交流スペースなど、小中一貫教育に必要な施設整備を支援

◎ 制度化後のイメージ

(※)通常の小・中連携と区別するため、これらの事項は要件化



これからの学校教育を担う教職員の在り方について(概要)

背景

- ・社会が急激に変化する中、我が国の教育も、知識基盤社会、国際化、人口減少社会といった時代の変化に即した対応が求められており、教育を支える教員についても新たな時代にふさわしい資質能力を備える必要
- 教員の養成・採用・研修に一貫性を持たせつつ、改革を進める必要

課題

<養成>

■新しい指導力の養成:

主体的・協働的に学ぶ授業を展開できる力／各教科横断的な視野で指導できる力／学校段階間の円滑な移行を実現する力

■近年の教育改革の方向に合わせた教員養成課程の充実: 特別支援教育、小学校英語の教科化、道徳の教科化、ICTの活用など／生徒指導や学級経営を行う力／豊かな人間性やたくましさ

<採用>

■幅広い視野・専門性を持つ個性豊かな人材の確保／■採用前に学校現場を経験する機会の充実

<研修>

■教員研修の機会確保／■研修の体系化、国・地方・学校の有機的連携／■研修成果の可視化

<教員免許制度>

学校種を超えた連携や学制改革の検討をふまえ、次世代の免許制度の在り方について検討

改革の方向性

- 多様性への対応: 多様な専門性や経験を有する人材が多様な教育を行う
- 体系的な取組: 大学などにおける養成、採用、研修などの各段階を通じ、国・都道府県・市町村・学校などの取組主体が一貫した理念のもと、体系的に取り組む
- 次世代の教育像を意識した取組: 日本社会や教育の将来像を描きつつ、現在行わなければならない取組を明らかにしながら改革に取り組む

小中一貫教育制度の整備に当たっての取組

○小中一貫教育制度の円滑な導入・運用に必要な免許制度:

小学校教員免許状及び中学校教員免許状の併有を基本とする

○経過措置等:

- ・当分の間、どちらか一方の免許状で相当する課程の指導を可能とする
(小学校免許状→小学校課程、中学校免許状→中学校課程)

○免許状併有促進のための環境整備:

- ・免許状取得要件上の工夫(教職経験等を勘案し、必要単位数を更に軽減する等)
- ・免許法認定講習の開設支援 など

○その他:

- ・中学校教員による小学校における専科指導が一層促進されるための措置の検討
- ・現行免許状での他校種における指導可能範囲の拡大の検討 など

まとめ(平成26年内)

上記背景、課題、改革の方向性を踏まえつつ、教員免許制度の改革、教員養成の充実方策、教員採用における工夫、教員研修の充実方策等についても検討

まとめ(平成27年夏頃)

～グローバル化に対応した英語教育改革の5つの提言～

英語教育の在り方に関する有識者会議 平成26年

- 文部科学省の「グローバル化に対応した英語教育改革実施計画」（平成25年12月）の具体化のため、平成26年2月～9月に9回開催（そのほか計5回）の小委員会を開催）。
- 改革のうち、教育課程や教員養成等については、中央教育審議会等における全体的な議論の中で更に検討を要する。

改革を要する背景

- グローバル化の進展の中で、国際共通語である英語力の向上は日本の将来にとって極めて重要である。アジアの中でトップクラスの英語力を目指すべき。今後の英語教育改革においては、その基礎的・基本的な知識・技能と、それらを活用して主体的に課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等の育成は重要な課題。
- 我が国の英語教育は、現行の学習指導要領を受けた改善も見られるが、特にコミュニケーション能力の育成について更なる改善を要する課題も多い。東京オリンピック・パラリンピックを迎える2020（平成32）年を見据え、小・中・高を通じた新たな英語教育改革を順次実施できるよう検討を進める。並行して、これに向けた準備期間の取組や、先取りした改革を進める。

改革1. 国が示す教育目標・内容の改善

- 学習指導要領では、小・中・高を通して①各学校段階の学びを円滑に接続させる、②「英語を使って何ができるようになるか」という観点から一貫した教育目標（4技能に係る具体的な指標の形式の目標を含む）を示す（資料参照）（具体的な学習到達目標は各学校が設定）。
- 高等学校卒業時に、生涯にわたり「聞く」「話す」「読む」「書く」の4技能を積極的に使えるようになる英語力を身に付けることを目指す。あわせて、生徒の英語力を把握し、きめの細かい指導の改善・充実や生徒の学習意欲の向上につなげるため、従来から設定されている英語力の目標（学習指導要領に沿って設定される目標（中学校卒業段階：英検3級程度以上、高等学校卒業段階：英検2級程度から2級程度以上）を達成した中・高生の割合50%）だけでなく、高等学校段階の生徒の特性・進路等に応じた英語力、例えば、高等学校卒業段階で、英検2～準1級、TOEFL iBT60点前後以上等を設定し、生徒の英語力の把握・分析・改善を行うことが必要。
- ・ 小学校： 中学年から外国語活動を開始し、音声に慣れ親しませながらコミュニケーションの素地を養うとともに、ことばへの関心を高める。
 高学年では身近なことについて基本的な表現によって「聞く」「話す」ことなどに加え、「読む」「書く」の態度の育成を含めたコミュニケーション能力の基礎を養う。学習の系統性を持たせるため教科として行うことが求められる。
 小学校の英語教育に係る授業時数や位置づけなどは、今後、教育課程の全体の議論の中で更に専門的に検討。
- ・ 中学校： 身近な話題についての理解や表現、簡単な情報交換ができるコミュニケーション能力の養成を重視する。
 英語で伝え合うコミュニケーション能力の養成を重視する。
- ・ 高等学校： 幅広い話題について発表・討論・交渉などを行う言語活動を豊富に体験し、情報や考えなどを的確に理解したり適切に伝えたりするコミュニケーション能力を高める。

改革2. 学校における指導と評価の改善

- 英語学習では、失敗を恐れず、積極的に英語を使おうとする態度を育成することが重要。中学校・高等学校では、主体的に「話す」「書く」などを通じて互いの考えや気持ちを英語で伝え合う言語活動を展開することが重要。
また、生徒が英語に触れる機会を充実し、中学校の学びを高等学校へ円滑につなげる観点から、中学校においても、生徒の理解の程度に応じて、授業は英語で行うことを基本とする。
- 各学校は、学習指導要領を踏まえながら、4技能を通じて「英語を通して何ができるようになるか」という観点から、学習到達目標を設定（例：CAN-D O形式）し、指導・評価方法を改善。併せて主体的な学びにつながる「コミュニケーションへの関心・意欲・態度」を重視し、観点別学習状況の評価において、例えば、「英語を用いて～ができる」とする観点を「英語を用いて～しようとしている」とした評価を行うことにより、生徒自らが主体的に学意欲や態度などを含めた多面的な評価方法を検証・活用。
- 小学校高学年で教科化する場合、適切な評価方法については先進的取組を検証し、引き続き検討。

改革3. 高等学校・大学の英語力の評価及び入学者選抜の改善

- 生徒の4技能の英語力・学習状況の調査・分析を行い、その結果を教員の指導改善や生徒の英語力の向上に生かす。
- 入学者選抜における英語力の測定は、4技能のコミュニケーション能力が適切に評価されることが必要。
- 各大学等のアドミツション・ポリシーとの整合性を図ることを前提に、入学者選抜に、4技能を測定する資格・検定試験の更なる活用を促進。
そのため、学校、テスト理論等の専門家、資格・検定試験の関係団体等からなる協議会を設置し、
・適切な資格・検定試験の情報提供、
・指針づくり（学習指導要領との関係、評価の妥当性、換算方法、受験料・場所、適正/公正な実施体制等）、
・試験間の検証、英語問題の調査・分析・情報提供等の取組を早急に進めることが必要。
- 「達成度テスト」の具体的な検討を行う際には、連絡協議会の取組を参考に英語の資格・検定試験の活用の在り方も含め検討。

改革4. 教科書・教材の充実

- 小学校高学年で教科化する場合、学習効果の高いICT活用も含め必要な教材等を開発・検証・活用。
- 主たる教材である教科書を通じて、説明・発表・討論等の言語活動により、思考力・判断力・表現力等が一層育成されるよう、次期学習指導要領改訂においてそのような趣旨を徹底するとともに、教科用図書検定基準の見直しに取り組む。
- 国において音声や映像を含めた「デジタル教科書・教材」の導入に向けた検討を行う。
- ICT予算に係る地方財政措置を積極的に活用し、学校の英語授業におけるICT環境を整備。

改革5. 学校における指導体制の充実

- 地域の大学・外部専門機関との連携による研修等の実施や、地域の指導的立場にある教員が英語教育担当指導主事や外部専門家等とチームを組んで指導に当たることなどにより、地域全体の指導体制を強化。
地域の中心となる英語教育推進リーダー等の養成、定数措置などの支援が必要。
- 各学校では、校長のリーダーシップの下で、英語教育の学校全体の取組方針を明確にし、中核教員等を中心とした指導体制の強化に取り組むことが重要。
- 小学校の学びを中学校へ円滑に接続させるため、小中連携の効果が期待される相互乗り入れ授業、カリキュラムづくり、指導計画作成などを行う合同研修など実質的な連携促進が必要。
- 小学校の中学年では、主に学級担任が外国語指導助手（ALT）等とのチーム・ティーチングも活用しながら指導し、高学年では、学級担任が英語の指導力に関する専門性を高め指導する、併せて専科指導を行う教員を活用することにより、専門性を一層重視した指導体制を構築。
小学校教員が自信を持って専科指導に当たることが可能となるよう、「免許法認定講習」開設支援等による中学校英語免許状取得を促進。
英語指導に当たる外部人材、中・高等学校英語担当教員等の活用を促進。
- 2019（平成31）年度までに、すべての小学校でALTを確保するとともに、生徒が会話、発表、討論等で実際に英語を活用する観点から中・高等学校におけるALTの活用を促進。
- 大学の教員養成におけるカリキュラムの開発・改善が必要。

例えば、

- ・小学校における英語指導に必要な基本的な英語音声学、英語指導法、チーム・ティーチングを含む模擬授業、教材研究、小・中連携に対応した演習や事例研究等の充実。
- ・中・高等学校において授業で英語によるコミュニケーション活動を行うために必要な英語音声学、第2言語習得理論等を含めた英語学、4技能を総合的に指導するコミュニケーションの科目の充実等を、英語力・指導力を充実する観点から改善することが必要。今後、教員養成の全体の議論の中で検討。

同時に、小学校の専科指導や中・高等学校の言語活動の高度化に対応した現職教員の研修を確実に実施。

道徳に係る教育課程の改善等について（答申）（案）の概要

I 道徳教育に関する検討の経緯

- 平成25年 2月 教育再生実行会議「いじめ問題等への対応について（第一次提言）」
- 12月 「道徳教育の充実に関する懇談会」報告
- 平成26年 2月 中央教育審議会に「道徳に係る教育課程の改善等について」諮問
- 3月 初等中等教育分科会教育課程部会に「道徳教育専門部会」設置
- 8月25日 道徳教育専門部会（第9回）において「審議のまとめ（案）」審議
※8月27日～9月9日まで意見募集を実施
- 9月19日 道徳教育専門部会（第10回）において「答申（案）」取りまとめ
- 9月24日 初等中等教育分科会・教育課程部会において「答申（案）」審議
- 9月30日 総会において「答申（案）」審議

II 答申（案）の概要

1 道徳教育の改善の方向性

(1) 道徳教育の使命

- 人格の基盤は道徳性であり、道徳教育は、自立した一人の人間として人生を他者とともによりよく生きる人格を形成することを目指すもの。
- 道徳教育は、本来、学校教育の中核として位置付けられるべきものであるが、その実態には、多くの課題があり、改善が急務。

(2) 道徳教育のねらいを実現するための教育課程の改善

- 道徳の時間を教育課程上「特別の教科 道徳」（仮称）として新たに位置付け、その目標、内容等を見直すとともに、これを要として効果的な指導をより確実に展開することができるよう、教育課程を改善することが必要。

2 道徳に係る教育課程の改善方策

(1) 道徳の時間を「特別の教科 道徳」(仮称)として位置付ける

- 道徳の時間については、学習指導要領に示された内容を体系的に学ぶという教科と共通する側面と、学校の道徳教育全体の要となって人格全体に関わる道徳性を育成するものであり、原則として学級担任が担当することが望ましいこと、数値などによる評価はなじまないことなどの教科にはない側面がある。
- このことを踏まえ、学校教育法施行規則において、新たに「特別の教科」(仮称)という枠組みを設け、道徳の時間を「特別の教科 道徳」(仮称)として位置付ける。

(2) 目標を明確で理解しやすいものに改善する

- 学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育も、「特別の教科 道徳」(仮称)も、道徳に係る内面の向上やそれに基づく道徳的実践を求めるものであり、最終的には、「道徳性」の育成が目標。
- このことを踏まえ、学校の道徳教育の目標については、現行の学習指導要領の規定を整理し、簡潔な表現に改める。
- 「特別の教科 道徳」(仮称)の目標については、道徳性の育成に向けて重視すべき具体的な資質・能力を明確化する観点から、例えば、様々な道徳的価値を自分との関わりも含めて理解し、それに基づいて内省し、多角的に考え、判断する能力、道徳的心情、道徳的行動を行う意欲や態度を育てることなどを通じて、一人一人が生きる上で出会う様々な問題や課題を主体的に解決し、よりよく生きていくための資質・能力を培うこととして示す。

(3) 道徳の内容をより発達の段階を踏まえた体系的なものに改善する

- 学習指導要領に示す四つの視点(「1 主として自分自身に関すること」、「2 主として他の人との関わりに関すること」、「3 主として自然や崇高なものとの関わりに関すること」、「4 主として集団や社会との関わりに関すること」)の意義を明確にするとともに、その順序等を適切に見直す。
- 内容項目について、いじめの問題への対応や生命を尊重する精神の育成をはじめ、児童生徒の発達の段階や実態、環境の変化などに照らして改善を図るとともに、キーワード(例:「正直、誠実」「公正、公平、正義」)なども活用しつつ、より体系的で効果的な示し方を工夫する。
- 情報モラルや生命倫理などの現代的課題の扱いを充実する。

(4) 多様で効果的な道徳教育の指導方法へと改善する

- 対話や討論など言語活動を重視した指導、道徳的習慣や道徳的行為に関する指導や問題解決的な学習を重視した指導などを柔軟に取り入れる。
- 小学校と中学校の違いを踏まえた指導方法の工夫など、指導の効果を上げるための多様な取組を行う。
- 道徳の指導計画が効果的に機能するよう改善する。
- 学校における指導体制の充実及び小・中学校の連携を一層図る。
- 授業公開、また、家庭や地域の人々も参加できる授業の工夫など、家庭や地域との連携の強化を図り、家庭や地域にも開かれた道徳教育を進める。

(5) 「特別の教科 道徳」(仮称)に検定教科書を導入する

- 「特別の教科 道徳」(仮称)の特性を踏まえ、教材として具備すべき要件に留意しつつ、民間発行者の創意工夫を生かすとともに、バランスのとれた多様な教科書を認めるという基本的な観点に立ち、中心となる教材として、検定教科書を導入する。
- 「特別の教科 道徳」(仮称)の教科書の著作・編集や検定の実施を念頭に、学習指導要領の記述をこれまでよりも具体的に示すなどの配慮を行う。
- 教科書だけでなく、多様な教材が活用されることが重要であり、国や地方公共団体は、教材の充実のための支援に努める。

(6) 一人一人のよさを伸ばし、成長を促すための評価を充実する

- 児童生徒の道徳性の評価については、多面的、継続的に把握し、総合的に評価する。ただし、「特別の教科 道徳」(仮称)について、数値などによる評価は不適切。
- 指導要録に「特別の教科 道徳」(仮称)の評価を文章で記述するための専用の記録欄を設けることや、道徳教育の成果として行動に表れたものを適切に評価するため、「行動の記録」を改善し活用することなどにより、評価の改善を図る。
※ 指導要録の様式の具体的な改善案等については、今後、文部科学省において更に専門的に検討。

3 その他改善が求められる事項

このほか、以下のような事項についても改善が必要。

- (1) 教員の指導力向上
- (2) 教員免許や大学の教員養成課程の改善
- (3) 幼稚園、高等学校、特別支援学校における道徳教育の充実

新しい時代にふさわしい高大接続の実現に向けた 高等学校教育、大学教育、大学入学者選抜の一体的改革について(案) ～すべての若者が夢や目標を芽吹かせ、未来に花開かせるために～のポイント

本答申は、教育改革における最大の課題でありながら実現が困難であった「高大接続」改革を、初めて現実のものにするための方策として、高等学校教育、大学教育及びそれらを接続する大学入学者選抜の抜本的な改革を提言するものである。

(1) 若者の多様な夢や目標を支える高等学校教育、大学教育、大学入学者選抜への刷新

(目指す未来の姿)

○ 将来に向かって夢を描き、その実現に向けて努力している青少年一人ひとりが、自信に溢れた、実り多い、幸福な人生を送れるようにすること。

これからの時代に社会に出て、国内外で仕事をし、人生を築いていく、今の子供たちやこれから生まれてくる子供たちが、十分な知識と技能を身につけ、十分な思考力・判断力・表現力を磨き、主体性をもって多様な人々と協働することを通して、喜びと糧を得ていくことができるようにすること。

彼らが、国家と社会の形成者として十分な素養と行動規範を持てるようにすること。

我が国は今後、こうした目標を達成するよう、教育改革に最大限の力を尽くさなければならない。

○ 生産年齢人口の急減、労働生産性の低迷、グローバル化・多極化の荒波に挟まれた厳しい時代を迎えている我が国においても、世の中の流れは大人が予想するよりもはるかに速く、将来は職業の在り方も様変わりしている可能性が高い。そうした変化の中で、これまでと同じ教育を続けているだけでは、これからの時代に通用する力を子供たちに育むことはできない。

この厳しい時代を乗り越え、子供や孫の世代に至る国民と我が国が、希望に満ちた未来を歩めるようにするため、国は、新たな時代を見据えた教育改革を「待ったなし」で進めなければならない。

1 アメリカの研究者による予測では、「2011年にアメリカの小学校に入学した子どもたちの65%は、大学卒業時に、今は存在していない職業に就く」とも言われている。

(克服すべき課題)

- 「高大接続」実現の方策は、上に述べた未来の姿を実現するための一環とみなされるべきものである。しかしながら、現状の高等学校教育、大学教育、大学入学者選抜は、知識の暗記・再現に偏りがちで、思考力・判断力・表現力や、主体性をもって多様な人々と協働する態度など、真の「学力」が十分に育成・評価されていない。
- また、特定の分野に強い関心をもち、その向上に夢を賭けて卓越した力を磨いている高校生や、世界にトビタテ！の精神でグローバルな課題に積極的に向き合う活力のある高校生、身近な地域の課題に徹底的に向き合い考え抜いて行動する高校生などが評価されずに切り捨てられがちである。
- こうした状況では、それぞれの夢を育み、その中で自らを鍛えるときともに、秘められた才能などを伸ばすことはできず、未来のエンジンやインシタインとなる道や、世界を舞台に活躍する潜在力、地方創生の鍵となる問題の発見や解決を生み出す可能性の芽なども摘まれてしまう。

(高等学校教育、大学教育、大学入学者選抜の一体的改革)

- この状況を、高等学校教育、大学教育、大学入学者選抜の改革による新しい仕組みによって克服し、青少年一人ひとりが、高等学校教育を通じて様々な夢や目標を芽吹かせ、その実現に向けて努力した積み重ねを、大学入学者選抜においてしっかりと受け止めて評価し、大学教育や社会生活を通じて花開かせるようにする。
- そのため、以下の改革に一体的に取り組む。
- ◆ 高等学校教育については、生徒が、国家と社会の形成者となるための教養と行動規範を身につけるとともに、自分の夢や目標をもって主体的に学ぶことのできる環境を整備する。そのために、高大接続改革と歩調を合わせて学習指導要領を抜本的に見直し、育成すべき資質・能力の観点からの構造の見直しや、主体的・協働的な学習・指導方法であるアクティブ・ラーニングへの飛躍的充実を図る。
- また、教育の質の確保・向上を図り、生徒の学習改善に役立てるため、新テスト「高等学校基礎学力テスト(仮称)」を導入する。
- ◆ 大学教育については、学生が、高等学校教育までに培った力をさらに発展・向上させるため、個々の授業科目等を越えた大学教育全体としてのカリキュラム・マネジメントを確立する(ナンバリング等)とともに、主体性を持って多様な人々と協力して学ぶことのできるアクティブ・ラーニングへと質的に転換する。
- ◆ 大学入学者選抜においては、現行の大学入試センター試験を廃止し、大学で学ぶための力のうち、特に「思考力・判断力・表現力」を中心に評価する新テスト「大学入学者希望者学力評価テスト(仮称)」を導入し、各大学の活用を推進する。

◆ 個別選抜については、学力の三要素を踏まえた多面的な選抜方法をとる*ものとし、特定分野において卓越した能力を有する者の選抜や、年齢、性別、国籍、文化、障害の有無、地域の違い、家庭環境等にかかわらず多様な背景を持った学生の受け入れが促進されるよう、具体的な選抜方法等に関する事項を、各大学がその特色等に応じたアドミッション・ポリシーにおいて明確化する。このために、アドミッション・ポリシー等の策定を法令上位置づけるとともに、大学入学者選抜実施要項を改正する。

*選抜性の高低に即し改革すべき点については、別添「大学入学者選抜改革の全体像(イメージ)」の通り。

○ さらに、各大学が、新たな大学入学者選抜実施要項に基づく新たなルールに則って改革を進めることができるよう、大学にとつて改革のインセンティブとなるような財政措置等を行う。

(2) グローバル化に対応したコミュニケーション力の育成・評価

○ グローバル化の進展の中で、言語や文化が異なる人々と協働していくため、国際共通語である英語力の向上と、我が国の伝統文化に関する深い理解、異文化への理解や躊躇せず交流する態度などが必要である。

○ なかでも、真に使える英語を身に付けるため、「読む「聞く」といった受け身の技能だけでなく、積極的に表現するための「書く」「話す」も含めた四技能を総合的に育成・評価することが重要である。

「大学入学者希望者学力評価テスト(仮称)」においては、四技能を総合的に評価できる問題の出題(例えば記述式問題や面接など)や民間の資格・検定試験の活用を行う。また、高等学校における英語教育の目標についても、小学校から高等学校までを通じて達成を目指すべき教育目標を、四技能ごとに一貫した指標の形で設定するよう、学習指導要領を改訂する。

(3) 学習指導要領の改訂も含めた高等学校教育改革の実現

○ 高等学校の学習指導要領は、多様な若者の夢や目標を支援できる高等学校教育の実現を目指し、①「何を教えるか」ではなく「どのような力を身に付けるか」の観点に立つて、②そうした力を確実に育むため、指導内容に加えて、学習方法や学習環境についても明確にしていく観点から抜本的に見直す。

○ 具体的には、高等学校の学習指導要領を通じて、どのような資質・能力を育成しようとしているのかをより明確化するとともに、例えば、以下のような見直しを行う。

なお、育成すべき資質・能力の明確化に当たっては、教育基本法や学校教育法の目的・目標のほか、OECDのキー・コンピテンシーや、国際バカロレアが目指す論理的思考力や表現力、探究心等の育成などの考え方も参考にしつつ検討する。

- ◆「思考力・判断力・表現力」を育成するための主体的・協働的な学習・指導方法の飛躍的充実
- ◆国家や社会の形成者となるための教養・行動規範、また自立して社会生活を営むために必要な力を、実践的に身に付けるためのカリキュラムを充実させること
- ◆高度な思考力・判断力・表現力を育成・評価するための新たな教科・科目を検討すること
- ◆大学の卒業論文のような課題探究を行う「総合的な学習の時間」の一層の充実に向けた見直し
- ◆特別支援教育の充実のための見直し

(4) 「公平性」をめぐる社会の意識改革

- 現在の大学入試、特に一斉にかつ画一的に実施されるペーパー入試による選抜を「公平」であると捉える既存の意識を改革し、それぞれの若者が、自分の夢や目標を持ち、その実現に必要な能力を身に付けることができるよう、それぞれの学びを支援する観点から、一人ひとりが積み上げてきた多様な力を多様な方法で「公正」に評価し選抜することが必要であるという意識を醸成するため、社会的な議論を深めることが必要である。

(5) 改革実現のための「高大接続改革実行プラン(仮称)」の策定

- 国は、本管申をもとに、改革の具体策やスケジュールの詳細を「高大接続改革実行プラン(仮称)」としてまとめ、すみやかに策定・公表し、強力に推進する。
プランにおいては、アドミッション・オフィスの強化、アドミッション・ポリシーの明確化や個別選抜の改革に向けた各大学への支援策や、新テストの制度設計と実施主体の在り方、高等学校学習指導要領の在り方を含めた高等学校教育の改善等について、中央教育審議会において進行している議論の状況も踏まえつつ、可能な具体策と、今後の検討スケジュールを示す。
- 新しい時代に求められる教育の在り方を踏まえ、更なる検討が必要な点については、プランに示されたスケジュールに基づき検討を進め、成果を得たものから順次公表するものとする。

大学入学者選抜改革の全体像（イメージ）（案）

※「高等学校基礎学力テスト（仮称）」は、入学者選抜への活用を本来の目的とするものではなく、進学時への活用は、調査書にその結果を記入するなど、あくまで高校の学習成果を把握するための参考資料の一部として用いることに留意。



選抜性の高低にかかわらず、学力については、アドミッション・ポリシーに基づき、学力の三要素*を踏まえた総合的な評価を行うことが重要。特に改革が必要な点は右記の通り。

*知識・技能、思考力・判断力・表現力、主体性・多様性・協働性

総称	学力評価のための新たなテスト（仮称）	
実施主体	大学入試センターを、「学力評価のための新たなテスト（仮称）」等の支援と方法開発等を一体的に行う組織に抜本的に改組。	
個別名称	高等学校基礎学力テスト（仮称）	大学入学希望者学力評価テスト（仮称）
目的・活用方策	<p>○生徒が、自らの高等学校教育における学習の達成度の把握及び自らの学力を客観的に提示することができるようにし、それらを通じて生徒の学習意欲の喚起、学習の改善を図る。</p> <p><上記以外の活用方策></p> <p>○結果を高等学校での指導改善にも生かす。</p> <p>○進学時や就職時に基礎学力の証明や把握の方法の一つとして、その結果を大学等が用いることも可能とする。</p> <p>※進学時の活用は、調査書にその結果を記入するなど、高等学校段階の学習成果把握のための参考資料の一部として使用。</p>	<p>○大学入学希望者が、これからの大学教育を受けるために必要な能力について把握する。「確かな学力」のうち「知識・技能」を単独で評価するのではなく、「知識・技能を活用して、自ら課題を発見し、その解決に向けて探究し成果等を表現するために必要な思考力・判断力・表現力等の能力（「思考力・判断力・表現力）」を中心に評価。</p>
対象者	<p>○希望参加型</p> <p>※ できるだけ多くの生徒が参加することを可能とするための方策を検討。</p>	<p>○大学入学希望者</p> <p>※ 大学で学ぶ力を確認したい者は、社会人等を含め、誰でも受験可能。</p>
内容	<p>○実施当初は「国語総合」「数学Ⅰ」「世界史」「現代社会」「物理基礎」「コミュニケーション英語Ⅰ」等の高校の必修科目を想定（選択受験も可能）。</p> <p>○高等学校で育成すべき「確かな学力」を踏まえ、「思考力・判断力・表現力」を評価する問題を含めるが、学力の基礎となる知識・技能の質と量を確保する観点から、特に「知識・技能」の確実な習得を重視。</p> <p>※高難度から低難度まで広範囲の難易度。</p> <p>○各学校・生徒に対し、成績を段階で表示</p> <p>※ 各自の正答率等も併せて表示</p>	<p>○「教科型」に加えて、教科・科目の枠を超えた思考力・判断力・表現力を評価するため、「合教科・科目型」「総合型」の問題を組み合わせ出題。</p> <p>※ 将来は「合教科・科目型」「総合型」のみによる「知識・技能」と「思考力・判断力・表現力」の総合的な評価を目指す。</p> <p>※ 広範囲の難易度。特に、選抜性の高い大学が入学希望者の評価の一部として十分活用できる水準の高難易度の出題を含む。</p> <p>○大学及び大学入学希望者に対し、段階別表示による成績提供</p>
回答方式	○多肢選択方式が原則、記述式導入を目指す。	○多肢選択方式だけでなく、記述式を導入。
検討体制	○CBTの導入や両テストの難易度・範囲の在り方、問題の蓄積方法、作問の方法、記述式問題の導入方法、成績表示の具体的な在り方等について一体的に検討。	
実施方法	<p>○在学中に複数回（例えば年間2回程度）、高校2・3年での受験を可能とする。</p> <p>○実施時期は、夏～秋を基本として、学校現場の意見を聴取しながら検討。</p> <p>○CBT方式での実施を前提に開発を行う。</p> <p>○英語等については、民間の資格・検定試験も積極的に活用。</p>	<p>○年複数回実施。</p> <p>○実施回数や実施時期は、入学希望者が自ら考え自ら挑戦することを第一義とした上で、高校教育への影響を考慮しつつ、高校・大学関係者を含めて協議。</p> <p>○CBT方式での実施を前提に開発を行う。</p> <p>○特に英語は、四技能を総合的に評価できる問題の出題や民間の資格・検定試験を活用。</p> <p>※ 他の教科・科目や「合教科・科目型」「総合型」についても、民間の資格・検定試験の開発・活用も見据えて検討。</p>
作問のイメージ	全国学力・学習状況調査のA問題(主として知識に関する問題)及びB問題(主として活用に関する問題)の高校教育レベルの問題を想定	知識・技能を活用して、自ら課題を発見し、その解決に向けて探究し成果等を表現するための力を評価する、PISA型の問題を想定

いじめ防止対策推進法（概要）

一 総則

- 1 「いじめ」を「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校（※）に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義すること。

※小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）

- 2 いじめの防止等のための対策の基本理念、いじめの禁止、関係者の責務等を定めること。

二 いじめの防止基本方針等

- 1 国、地方公共団体及び学校の各主体による「いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針」の策定（※）について定めること。

※国及び学校は策定の義務、地方公共団体は策定の努力義務

- 2 地方公共団体は、関係機関等の連携を図るため、学校、教育委員会、児童相談所、法務局、警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができること。

三 基本的施策・いじめの防止等に関する措置

- 1 学校の設置者及び学校が講ずべき基本的施策として①道徳教育等の充実、②早期発見のための措置、③相談体制の整備、④インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進を定めるとともに、国及び地方公共団体が講ずべき基本的施策として⑤いじめの防止等の対策に従事する人材の確保等、⑥調査研究の推進、⑦啓発活動について定めること。
- 2 学校は、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、複数の教職員、心理、福祉等の専門家その他の関係者により構成される組織を置くこと。
- 3 個別のいじめに対して学校が講ずべき措置として①いじめの事実確認、②いじめを受けた児童生徒又はその保護者に対する支援、③いじめを行った児童生徒に対する指導又はその保護者に対する助言について定めるとともに、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときの所轄警察署との連携について定めること。
- 4 懲戒、出席停止制度の適切な運用等その他いじめの防止等に関する措置を定めること。

四 重大事態への対処

- 1 学校の設置者又はその設置する学校は、重大事態に対処し、及び同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行うものとする。
- 2 学校の設置者又はその設置する学校は、1の調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、必要な情報を適切に提供するものとする。
- 3 地方公共団体の長等（※）に対する重大事態が発生した旨の報告、地方公共団体の長等による1の調査の再調査、再調査の結果を踏まえて措置を講ずること等について定めること。

※公立学校は地方公共団体の長、国立学校は文部科学大臣、私立学校は所轄庁である都道府県知事

五 雑則

学校評価における留意事項及び高等専門学校における措置に関する規定を設けること。

（一から五までのいずれも、公布日から起算して三月を経過した日から施行）

教育委員会制度、こう変わる



- 教育委員長と教育長のどちらが責任者がわかりにくい
- 教育委員会の審議が形骸化している
- いじめ等の問題に対して必ずしも迅速に対応できていない
- 地域住民の民意が十分に反映されていない
- 地方教育行政に問題がある場合に、国が最終的に責任を果たせるようにする必要がある

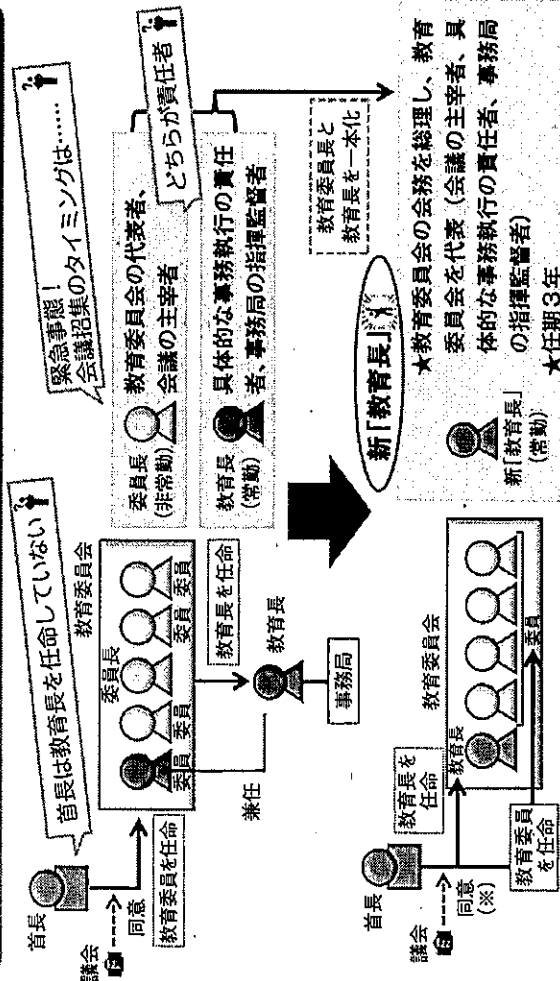
教育委員会の改革

- 教育行政における責任体制の明確化
- 教育委員会の審議の活性化
- 迅速な危機管理体制の構築
- 地域の民意を代表する首長との連携の強化
- いじめによる自殺等が起きた後においても、再発防止のために国が教育委員会に指示できることを明確化

政治的中立性の確保

- ◆ 教育委員会は、引き継ぎ、執行機関
- ◆ 総合教育会議で、首長と協議・調整は行うが、最終的な執行権限は教育委員会に留保されている。

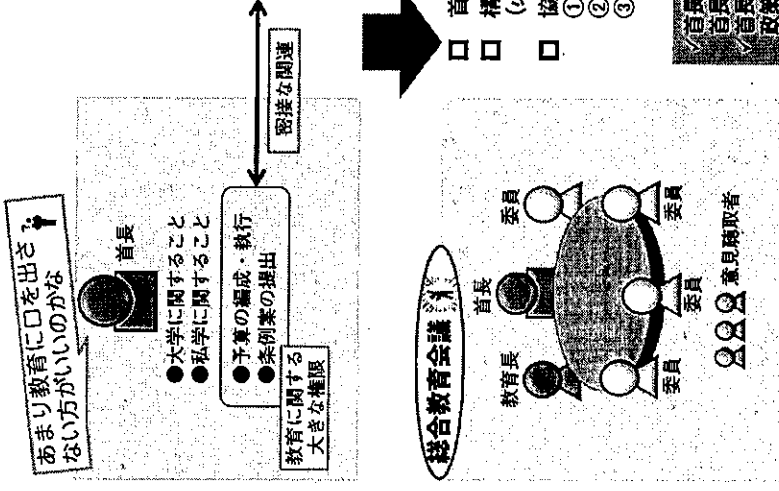
POINT① 教育長と教育長を一本化した新「教育長」の設置



POINT② 教育長へのチェック機能の強化と会議の透明化

- 新「教育長」の判断による教育委員への迅速な情報提供や会議の招集の実現。
- 教育委員によるチェック機能の強化のため、
- 教育委員の定数1/3以上からの会議の招集の請求
- 教育委員会規則で定めるところにより、教育長が委任された事務の管理・執行状況を報告する義務について規定。
- 会議の透明化のため、原則として、会議の議事録を作成・公表すること。

POINT③ 総合教育会議



POINT④ 教育に関する「大綱」を首長が策定

- 大綱とは、教育の目標や施策の根本的な方針。教育基本法第17条に規定する基本的な方針を参照して定める。
- 総合教育会議において、首長と教育委員会が協議・調整を尽くし、首長が策定。
- 首長及び教育委員会は、策定した大綱の下に、それぞれの所管する事務を執行。

地方公共団体としての教育政策に関する方向性が明確化

諮問関係参考資料 (教職員及びチームとしての学校関係)

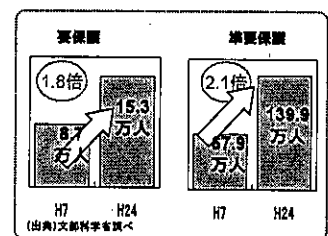
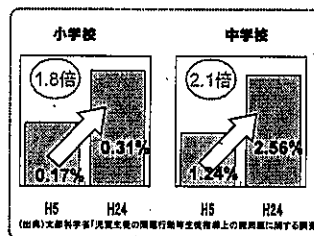
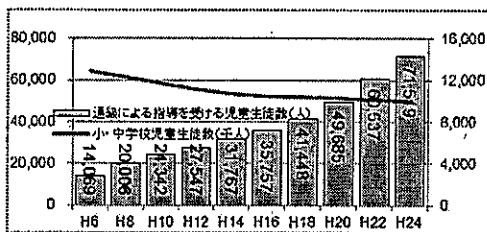
- ・ 我が国の教育を取り巻く状況
- ・ 学校現場が抱える問題の状況について
- ・ 教員養成・免許制度について
- ・ 大学における教員養成の仕組み
- ・ 免許状の授与に必要な単位の例
- ・ 教諭の他校種免許状の所有状況
- ・ 公立学校教員採用試験について
- ・ 教員研修の実施体系
- ・ 教職員評価の現状について
- ・ 能力及び実績に基づく人事管理の徹底（地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律）
- ・ 専門スタッフの割合の国際比較
- ・ 諸外国における教員以外の専門スタッフの例
- ・ 新たな職（副校長、主幹教諭、指導教諭）の導入状況（平成25年度）
- ・ 主任等の種類について

我が国の教育を取り巻く状況

我が国の学校現場をとりまく課題は複雑化・多様化している

◎課題は複雑化・困難化している

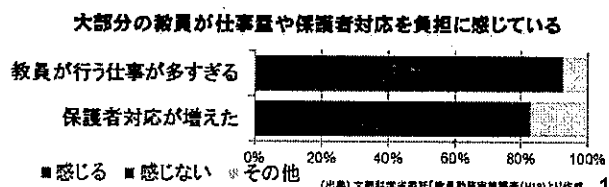
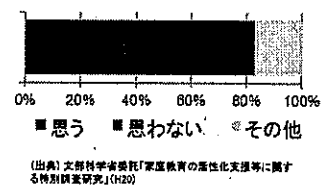
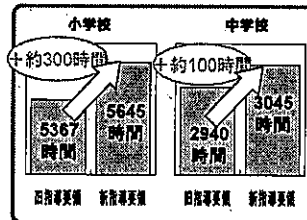
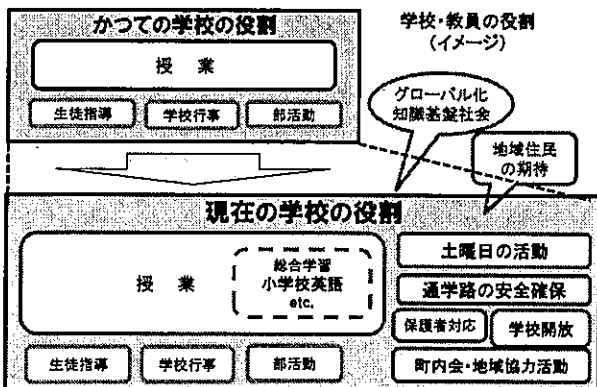
小中学校で障害に応じた特別な指導（通級指導）を受ける子供が増加 不登校の子供の割合が増加 学用品費等の援助を受けている子供が増加



◎学校や教員の仕事は拡大し、多様化している

学習指導要領の改訂で授業時数は増加

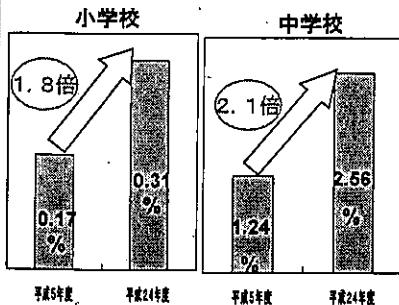
8割の親が家庭の教育力の低下を実感



※欧米では、教員の仕事は授業が中心。生徒指導・進路指導の比重が少ない。

学校現場が抱える問題の状況について

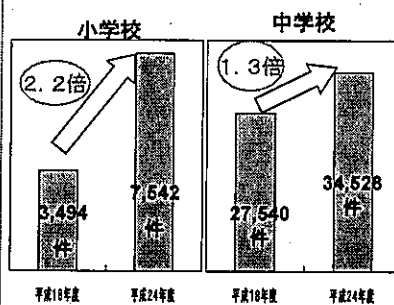
不登校児童生徒の割合



(注) 国・公・私立学校のデータ

(出典) 文部科学省「児童生徒の出席行動等生徒指導上の問題に関する調査」

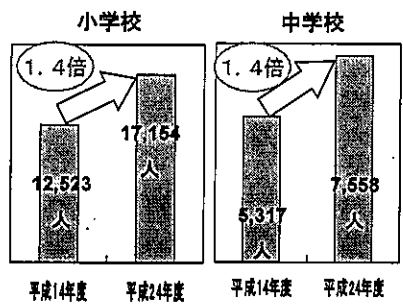
学校内での暴力行為の件数



(注) 国・公・私立学校のデータ

(出典) 文部科学省「児童生徒の出席行動等生徒指導上の問題に関する調査」

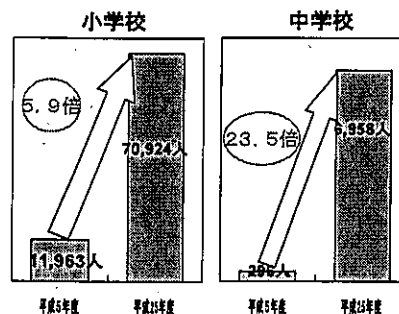
日本語指導が必要な外国人児童生徒数



(注) 公立学校のデータ

(出典) 文部科学省「日本語指導が必要な外国人児童生徒の受入れ状況等に関する調査」

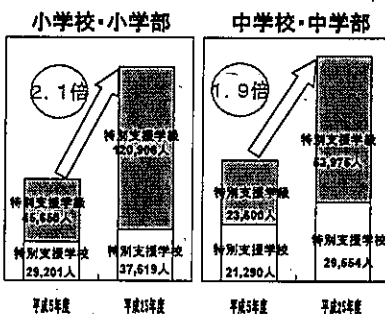
通級による指導を受けている児童生徒数



(注) 通級の学級に在籍しながらいずれも1〜8級別別種別、障害の状態等に応じた特別の指導を特別な等で行う教育形態。
 ・平成18年度から通級による指導の対象にLD及びADHDを加えた。
 ・小・中学校における通級の学級に在籍する児童生徒(LD・ADHD・高機能自閉症等)の特性のある児童・生徒の割合は、ある程度一定とされている。[平成24年度文部科学省調査。なお、卒業履修をむすぶ等の数値により判断された児童に基づくものであり、履修の差によるものでない。]

(出典) 文部科学省「通級による指導実施状況調査」

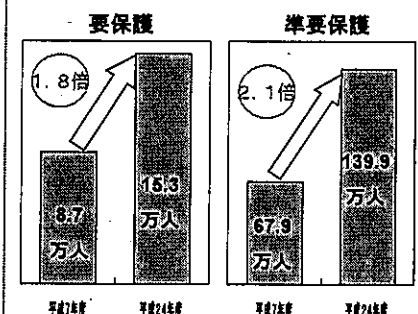
特別支援学級・特別支援学校(注)に在籍する児童生徒数(国・公・私立計)



(注) 平成5年度の特別支援学校は、盲・聾・養護学校に在籍する児童生徒数を合計した数字

(出典) 文部科学省「学校基本調査」

要保護及び準要保護(注)の児童生徒数



(注) 要保護とは、生活保護を必要とする状態にある者を行い、準要保護とは、生活保護を必要とする状態にある者に準ずる程度に困難している者をいう。

(出典) 文部科学省調べ②

教員養成・免許制度について

1. 免許主義と開放制の原則

免許主義

教員は、教育職員免許法により授与される各相当の免許状を有する者でなければならない(免許法第3条第1項)。

開放制の原則

我が国の教員養成は、一般大学と教員養成系大学とがそれぞれの特色を発揮しつつ行っている。

2. 免許状の種類

それぞれ学校種別(中学校・高等学校については教科別)

① 普通免許状
(有効期間10年)

② 特別免許状
(有効期間10年)

③ 臨時免許状
(有効期限3年)

専修免許状(修士課程修了程度)

一種免許状(大学卒業程度)

二種免許状(短大卒業程度)

- 授与権者: 都道府県教育委員会
- 免許状の有効範囲
 - ・普通免許状: 全ての都道府県
 - ・特別免許状 } 授与を受けた
 - ・臨時免許状 } 都道府県内

普通免許状

H24年度授与件数: 208, 237件

(内訳) 専修免許状: 14, 829件 一種免許状: 150, 720件 二種免許状: 42, 688件

① 「大学における養成」が基本。



② 現職教員の自主的な研鑽を促すため、一定の教職経験を積み、大学等で所要単位を修得した者に、上位免許状を授与する途を開いている。

特別免許状

H24年度授与件数: 52件

(平成元~H24年度総授与件数: 549件)

免許状を有しない優れた知識経験を有する社会人を学校現場へ迎え入れるため、都道府県教育委員会が行う教育職員検定の合格により授与する「教諭」の免許状(学校種及び教科ごとに授与)

○ 授与要件

- ① 担当教科に関する専門的な知識経験や技能を有すること
- ② 社会的信望及び教員の職務を行うのに必要な熱意と識見を有すること

臨時免許状

H24年度授与件数: 9, 214件

(前年度9, 319件)

普通免許状を有する者を採用できない場合に限り、例外的に授与する「助教諭」の免許状

○ 授与要件

都道府県教育委員会が行う教育職員検定の合格

3. 免許主義の例外

① 特別非常勤講師

H24年度届出件数: 19, 358件
(前年度19, 370件)

多様な専門的知識・経験を有する人を教科の学習に迎え入れることにより、学校教育の多様化への対応や活性化を図ることを目的とした制度。教員免許状を有しない非常勤講師が、教科の領域の一部を担当することが可能(任命・雇用する者が、あらかじめ都道府県教育委員会に届出をすることが必要)。

② 免許外教科担任制度

H24年度許可件数: 12, 241件
(前年度12, 551件)

中学校、高等学校、中等教育学校の前期課程・後期課程、特別支援学校の中学部・高等部において、相当の免許状を所有する者を教科担任として採用することができない場合に、校内の他の教科の教員免許状を所有する教諭等(講師は不可)が、1年に限り、免許外の教科の担任をすることが可能(校長及び教諭等が、都道府県教育委員会に申請し、許可を得ることが必要)。

【所有する免許状と担任できる教科等】

	幼稚園	小学校					中学校				高等学校		
		各教科	道徳	外国語活動	総合的な学習の時間	特別活動	免許状に定められた教科	道徳	総合的な学習の時間	特別活動	免許状に定められた教科	総合的な学習の時間	特別活動
幼稚園の教員免許状	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
小学校の教員免許状	×	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×
中学校の教員免許状	×	△※1	×	△※2	△※1	×	○	○	○	○	×	×	×
高等学校の教員免許状	×	△※1	×	△※2	△※1	×	△※3	×	△※3	×	○	○	○

※1 例えば、理科の教員免許状を所有する者は、小学校の理科の担任が可能。また、総合的な学習の時間における理科に関する事項の担任が可能。

※2 英語の教員免許状を所有する者のみ、小学校の外国語活動の担任が可能。

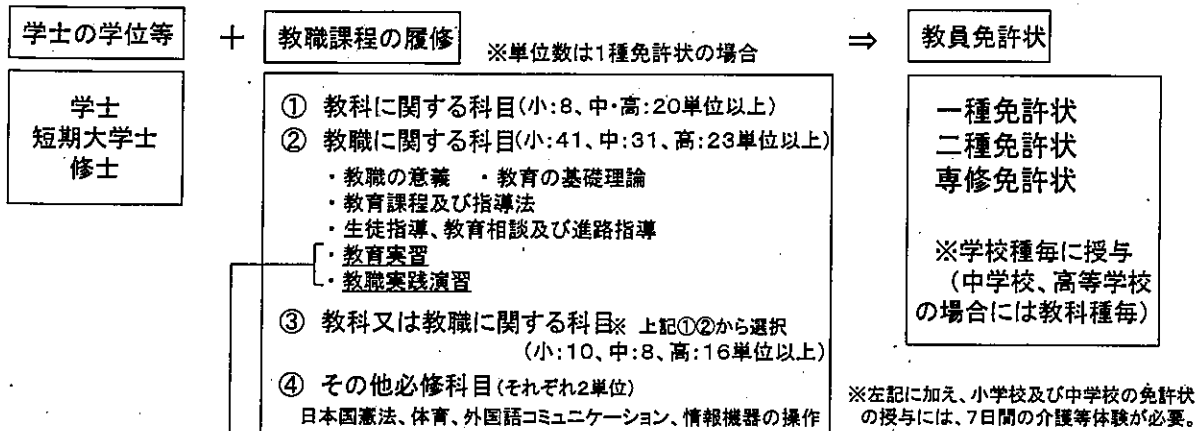
※3 高等学校の工芸、書道、看護、情報、農業、工業、商業、水産、福祉、高船、看護実習、情報実習、農業実習、工業実習、商業実習、水産実習、福祉実習、高船実習、柔道、剣道、情報技術、建築、インテリア、デザイン、情報処理、計算実務の免許状を所有する者は、中学校において、所有免許状の教科に相当する教科の担任や、総合的な学習の時間における所有免許状の教科に関する事項の担任が可能。

	中等教育学校						
	前期課程				後期課程		
	免許状に定められた教科	道徳	総合的な学習の時間	特別活動	免許状に定められた教科	総合的な学習の時間	特別活動
中学校の教員免許状のみ所有	○	×	×	×	×	×	×
高等学校の教員免許状のみ所有	△※4	×	△※4	×	○	×	×
中学校と高等学校の教員免許状の両方を所有	○	○	○	○	○	○	○

※4 高等学校の工芸、書道、看護、情報、農業、工業、商業、水産、福祉、高船、看護実習、情報実習、農業実習、工業実習、商業実習、水産実習、福祉実習、高船実習、柔道、剣道、情報技術、建築、インテリア、デザイン、情報処理、計算実務の免許状を所有する者は、前期課程において、所有免許状の教科に相当する教科の担任や、総合的な学習の時間における所有免許状の教科に関する事項の担任が可能

大学における教員養成の仕組み

- 学位と教職課程における単位の修得等により教員免許状が授与される。
- 教職課程は免許状の種類毎に、大学の学科等を文部科学大臣が認定。
(※ 幼稚園及び小学校の教職課程は「教員養成を主たる目的とする」学科等でなければならない。)



【教育実習】

教育実習は、学校現場での教育実践を通じて、学生自らが教職への適正や進路を考える貴重な機会であり、教員免許状の取得には大学において教育実習の科目を修得することが必要となっている。

	5単位(事前事後指導1単位含む)	4週間程度
	3単位(事前事後指導1単位含む)	2週間程度

■教育実習の充実に関するこれまでの改正経緯

昭和29年 幼小:4単位、中高:2単位
 平成元年 幼小:5単位、中高:3単位
 平成10年 幼小中:5単位、高3単位

※教育実習を長期化する際の留意点

- ①他の分野の履修機会を狭める(特に中高課程においては専門分野を学ぶ時間も多くなる必要)。
- ②就職活動に影響を及ぼし、進路選択の機会を狭める可能性がある。

【教職実践演習】(平成22年度に導入)

大学における教職課程の中で、学生がこれまで学修した授業科目や様々な活動が、教員としての最小限必要な資質能力として有機的に統合され、形成されたかについて確認するための授業科目。

必要単位数は2単位(主に4年次後期での開講を想定)。

(授業方法)

講義だけでなく、例えば教室での役割演技(ロールプレイング)やグループ討論、実技指導のほか、学校や教育委員会等との協力により、実務実習や事例研究、現地調査(フィールドワーク)、模擬授業等を取り入れることが期待されている。

免許状の授与に必要な単位の例

【小学校教諭一種免許状の場合】

区 分	細 目
○教科に関する科目 右の科目について、1以上の科目合計8単位以上修得	<ul style="list-style-type: none"> <li style="width: 25%;">・国語(書写を含む) <li style="width: 25%;">・社会 <li style="width: 25%;">・算数 <li style="width: 25%;">・理科 <li style="width: 25%;">・生活 <li style="width: 25%;">・音楽 <li style="width: 25%;">・図画工作 <li style="width: 25%;">・家庭 <li style="width: 25%;">・体育
○教職に関する科目 右記の科目について41単位以上修得	<ul style="list-style-type: none"> ・教職の意義等に関する科目 2単位 (教職の意義及び教員の役割、職務内容等) ・教育の基礎理論に関する科目 6単位 (教育の理念、教育に関する歴史及び思想、児童等の心身の発達及び学習の過程、教育に関する制度的事項等) ・教育課程及び指導法に関する科目 22単位 (教育課程の意義及び編成の方法、各教科の指導法(国語・社会・算数・理科・生活・音楽・図画工作・家庭・体育についてそれぞれ2単位以上)、道徳の指導法、特別活動の指導法、教育の方法及び技術) ・生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目 4単位 (生徒指導・教育相談(カウンセリングの基礎的な知識を含む)・進路指導の理論及び方法) ・教育実習 5単位 ・教職実践演習 2単位
○教科又は教職に関する科目 上記の教科に関する科目又は教職に関する科目について10単位以上修得	
○その他の科目 右記の科目について各2単位以上修得	<ul style="list-style-type: none"> ・日本国憲法 ・体育 ・外国語コミュニケーション ・情報機器の操作
○介護等体験	小学校又は中学校の免許状を取得するためには、社会福祉施設等における7日間以上の介護等の体験が必要

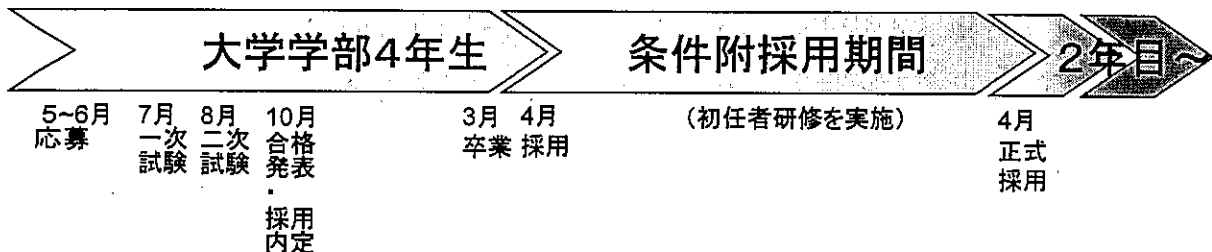
教諭の他校種免許状の所有状況

幼稚園教諭	小学校教諭	中学校教諭	高等学校教諭
小学校免許 8.9%	幼稚園免許 23.7%	幼稚園免許 1.7%	幼稚園免許 0.3%
中学校免許 1.4%	中学校免許 61.8%	小学校免許 26.9%	小学校免許 4.9%
高等学校免許 1.0%	高等学校免許 45.3%	高等学校免許 80.3%	中学校免許 56.9%

出典：文部科学省平成22年度学校教員統計調査

8

公立学校教員採用試験について



◆公立学校の教員は、地方公務員であるため、採用選考は、都道府県教育委員会、指定都市教育委員会が実施

◆採用選考試験の例

<一次選考>

(筆記試験)

○一般教養や教職教養に関する試験(60分)

・人文・社会・自然科学に関する一般的な教養について

・教育関係法規、教育原理、教育心理など教員として必要な教養及び知識について

○教科専門に関する試験(60分)

・指導内容や指導方法など教科の専門的知識及び能力について

(面接試験)

○個人面接、集団面接、集団討論 など

<二次選考>

(筆記試験)

○小論文(40分)

(実技試験)

○体育、音楽、美術、英会話 など

(面接試験)

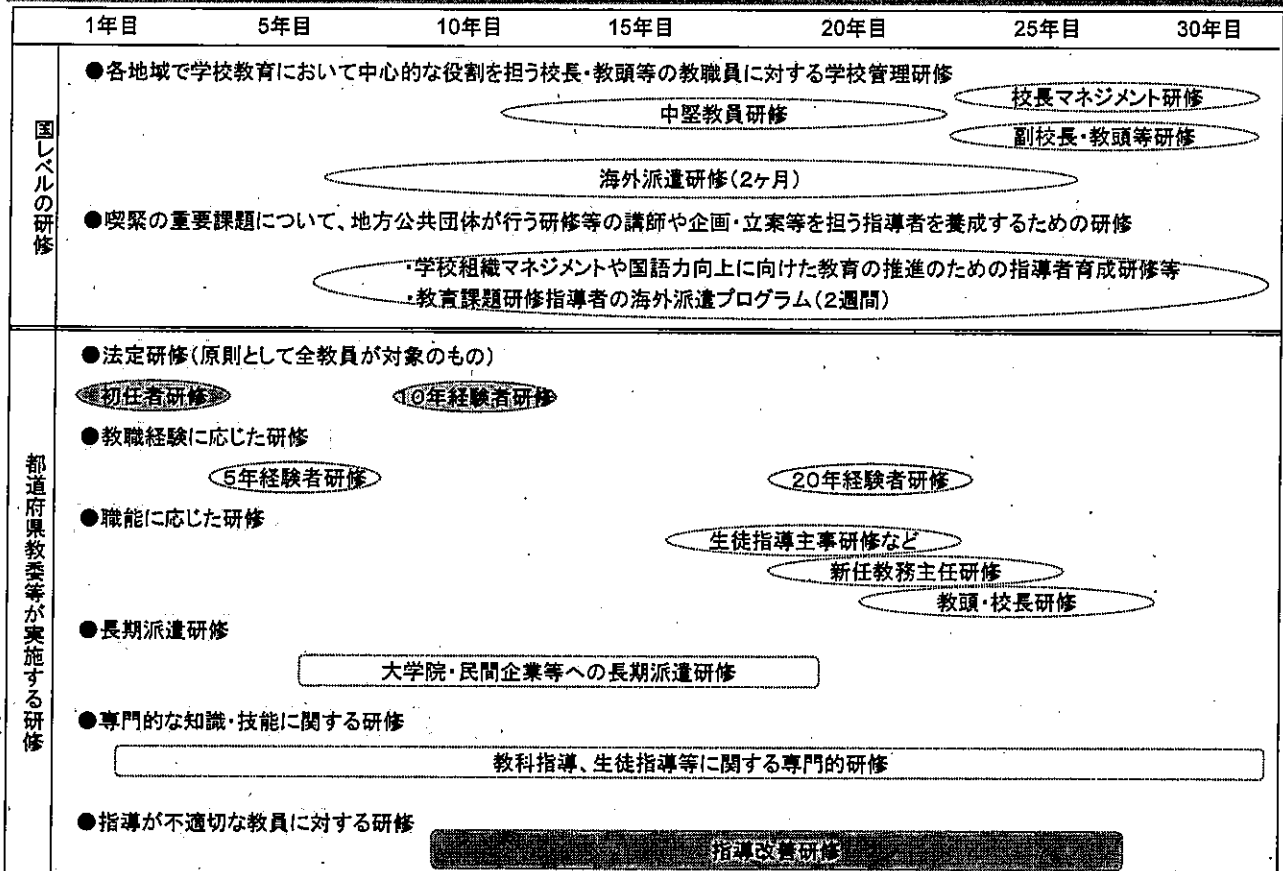
○個人面接、集団面接、集団討論、模擬授業 など

(その他)

○適性検査

9

教員研修の実施体系



※ピンク色は法定、黄色は任意の研修を表す。

10

教職員評価の現状について

- 教職員評価システムについて、全67教委で導入。
- 人事や給与、優秀教職員表彰、指導改善研修の認定等、教職員評価を活用した人事管理が徐々に浸透してきているものの、教育委員会において教職員評価制度を改善充実し、一層活用する必要がある。
- 学校評価の目標に基づき各教職員評価の目標が設定されるなど、教職員評価と学校評価が連動する教委が、67教委中36教委と半数を超えている。
- 指導改善研修の認定への教員評価の活用について、平成25年4月1日現在67教委中17教委が実施。
- 優秀教員表彰への教職員評価の活用について、平成25年4月1日現在67教委中18教委が実施。

能力及び実績に基づく人事管理の徹底 (地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律)

(1) 能力本位の任用制度の確立

任用(採用、昇任、降任、転任)の定義を明確化するとともに、職員の任用は、職員の人事評価その他の能力の実証に基づき行うものとする。

(2) 人事評価制度の導入

職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力及び挙げた業績を把握した上で行われる人事評価制度を導入し、これを任用、給与、分限その他の人事管理の基礎とする。

○ 勤務評定との違い

- ・勤務評定→「評価項目が明示されない」「上司からの一方的な評価で結果を知らされない」「人事管理に十分活用されない」などの問題点が指摘
- ・人事評価→能力・業績の両面から評価。評価基準の明示や自己申告、面談、評価結果の開示などの仕組みにより客観性を確保し、人材育成にも活用

○ 人事評価の根本基準等

- ・人事評価の根本基準→職員の人事評価は、公正に行われなければならない。
- ・人事評価の実施→任命権者は、人事評価の基準及び方法を定め、これを定期的に行う。

<参考>国の人事評価制度と同様の取組(能力評価及び業績評価(目標管理))を行っている団体(平成24年度)

都道府県	37/47団体 (78.7%)	指定都市	19/20団体 (95.0%)
市区町村	563/1,722団体 (32.7%)		※一部の職位で行っている場合を含む。

(3) 分限事由の明確化

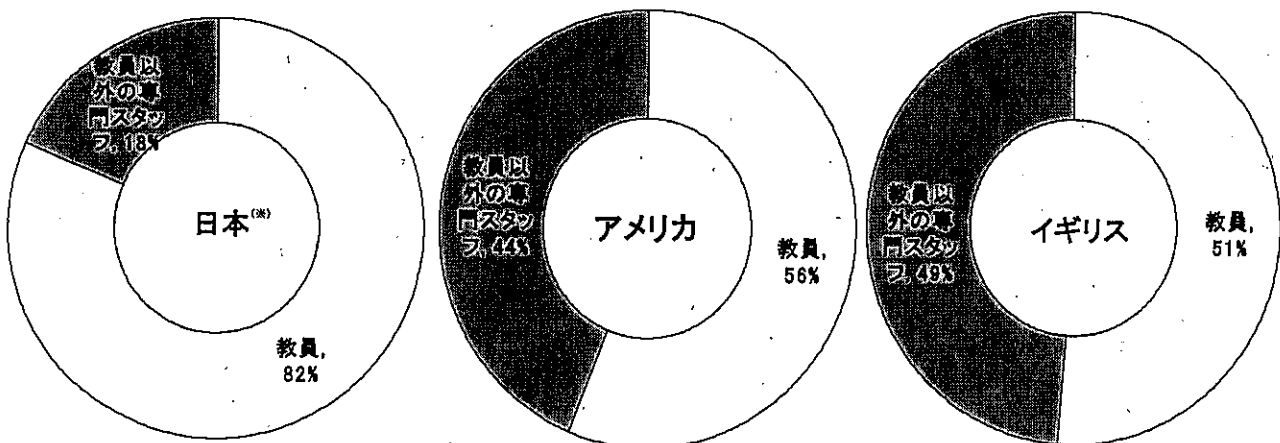
分限事由の一つとして「人事評価又は勤務の状況を示す事実を照らして、勤務実績がよくない場合」と明確化する。

他

12

専門スタッフの割合の国際比較

○初等中等教育学校の教職員総数に占める教員以外の専門スタッフの割合



出典:文部科学省「学校基本調査報告書」(平成25年度)、「Digest of Education Statistics 2012」、「School Workforce in England November 2013」

※1 日本は小・中学校に関するデータ

※2 日本における専門スタッフとは、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、事務職員、学校栄養職員、学校図書館事務員、養護職員、学校給食調理従事員、用務員、芸術員等を指す

※3 アメリカにおける専門スタッフとは、ソーシャルワーカー、医療言語聴覚士、就職支援員等を指す

※4 イギリスにおける専門スタッフとは、司書、メンター、医療及び看護職員等を指す

13

新たな職(副校長、主幹教諭、指導教諭)の導入状況(平成25年度)

○副校長:校長を助け、校長から命を受けて校務をつかさどる。

(学校教育法第37条第5項等)

【設置県市数:42都道府県市、設置人数:3,625名】

○主幹教諭:校長、副校長及び教頭を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに児童の教育等をつかさどる。(学校教育法第37条第9項等)

【設置県市数:55都道府県市、設置人数:19,089名】

○指導教諭:児童の教育をつかさどり、並びに教諭その他の職員に対して、教育指導の改善及び充実のために必要な指導及び助言を行う。

(学校教育法第37条第10項等)

【設置県市数:22都府県市、設置人数:1,680名】

出典:平成24年度公立学校教職員の人事行政状況調査(文部科学省調べ)

14

主任等の種類について

	省令上の主任等	各教育委員会等により置かれている主任等の例
小学校	教務主任、学年主事、保健主事	分校主任、研究主任(研修主任)、寮務主任、図書主任、小学校の生徒指導主事
中学校	教務主任、学年主任、生徒指導主事、保健主事、進路指導主事	
高等学校	教務主任、学年主任、生徒指導主事、進路指導主事、学科主任、農場長、保健主事	
特別支援学校	教務主任、学年主任、生徒指導主事、高等部に置かれる進路指導主事、学科主任、寮務主任、保健主事、農場長、左記以外の進路指導主事、学科主任、寮務主任	

15